

表 4-2 要監視項目および指針値（地下水）

（単位：mg/L）

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 以下
イソキサチオン	0.008 以下
ダイアジノン	0.005 以下
フェニトロチオン（MEP）	0.003 以下
イソプロチオラン	0.04 以下
オキシ銅（有機銅）	0.04 以下
クロロタロニル（TPN）	0.05 以下
プロピザミド	0.008 以下
E P N	0.006 以下
ジクロルボス（DDVP）	0.008 以下
フェノブカルブ（BPMC）	0.03 以下
イプロベンホス（IBP）	0.008 以下
クロルニトロフェン（CNP）	—（注1）
トルエン	0.6 以下
キシレン	0.4 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下
ニッケル	—（注2）
モリブデン	0.07 以下
アンチモン	0.02 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 以下
全マンガン	0.2 以下
ウラン	0.002 以下

（注1）胆のうがんと因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。

（注2）毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。